

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	那覇市安謝老人憩の家及び那覇市安謝児童館の利用の許可		
根拠法令及び条項	那覇市安謝福祉複合施設条例第5条及び第10条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成18年4月1日	審査基準 最終変更年月日	平成25年4月1日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請があった日の翌日から起算して14日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	令和8年4月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	福祉部 ちゃーがんじゅう課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙 那覇市安謝老人憩の家及び那覇市安謝児童館の利用の許可に係る審査基準

那覇市安謝福祉複合施設条例

(利用できる者)

第5条 児童館を利用できる者は、次に掲げるとおりとする。この場合において、第1号に掲げる者は、第2号及び第3号に掲げるものに優先して利用できるものとする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条の児童
- (2) 母親クラブ、子ども会その他の児童の健全育成を目的とする団体
- (3) その他指定管理者が適当と認めるもの

2 老人憩の家を利用できる者は、次に掲げるとおりとする。この場合において、第1号及び第2号に掲げるものは、第3号及び第4号に掲げるものに優先して利用できるものとする。

- (1) 本市に住所を有する60歳以上の者
- (2) 半数以上が前号に規定する者で構成されている老人クラブ等の団体
- (3) 市民の福祉向上又は健康の保持増進に資する団体
- (4) その他指定管理者が適当と認めるもの

(利用許可の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、複合施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が不適当と認めるとき。